

障がいのあるなしにかかわらず、
安心して暮らすことのできる

共生社会を目指して

どのような取り組みを行っているの？

平成25年4月に、障がいを理由とした差別解消を目的とした新潟市独自の条例の制定に向け、条例検討会を設置し、約2年にわたり検討を重ねてきました。

その結果、「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例(平成27年10月1日公布、平成28年4月1日施行)」が制定されました。

新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例とは？

- (1)「障がいのある人も安心して暮らせる共生社会を実現すること」を目的としています。
- (2)「障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、話し合いにより相互理解を深めること」を基本理念としています。
- (3)市と民間事業者に対して、障がいを理由とした差別(不利益な取扱い・合理的配慮の不提供)を法的義務で禁止しています。

障がいを理由とした差別（不利益な取扱い・合理的配慮の不提供）とは？

- (1)不利益な取扱い…正当な理由がないのに、障がいがあるということで、障がいのある人を区別・排除・制限すること、障がいのない人に対しては付けない条件を付けること(障がいのない人と異なる取扱いをすること)をいいます。
- (2)合理的配慮の不提供…障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、または意思の表明がなくても配慮が必要なことが分かった場合などにおいて、「社会的障壁」を取り除く合理的な配慮をしないこと(大きな負担が生じる場合は除く)をいいます。

障がいや障がいのある人に対する理解を深める取り組みとは？

条例検討会では、検討会委員で障がいのある方またはその家族の方から、ご自身の体験で感じた生きづらさや差別的な取扱いについて、貴重なお話をいただくことで、障がいや障がいのある人に対する理解を深めました。

他のパネルでは、それらの障がいがどのような特性があり、それによってどのような生きづらさがあるかを、その障がいのある方などの話をもとにまとめてあります。今まで知っているようで知らないことがたくさんあります。ぜひ、ご覧いただきたいと思います。

条例や条例検討会の内容をもっと詳しく知りたいときは？

新潟市のホームページで、その内容を公開していますので、ご確認ください。

障がいのあるなにかわらず、
安心して暮らすことのできる

共生社会を目指して

障がい当事者(その家族)
からのメッセージ



肢体不自由の特性・特徴について

※障がいに対する理解を深めるため、平成25年9月19日に開催した条例検討会では、障がい当事者（その家族）委員からご自身の障がいについて発表がありました。こちらの内容は、その発表内容の一部を抜粋したものです。

上肢・下肢に切断や機能障がいのある人、座ったり立ったりする姿勢保持が困難な人、脳性マヒの人があります。これらの障がい者の中には、書類の記入などの細かい作業が困難な人、立ったり歩行したりすることが困難な人、身体にマヒのある人、自分の意思と関係なく身体が動く不随意運動を伴う人がいます。

移動については、杖や松葉杖を使用される人、義足を使用される人、自力走行や電動の車椅子を使用される人などがいます。

また、病気や事故で脳が損傷を受けた人の中には、身体のマヒや機能障がいに加えて、言葉の不自由さや記憶力の低下、感情の不安定さなどを伴う人もいます。

【主な特徴】

1 移動に制約のある人

- ・下肢に障がいがある人は、段差や階段、手動ドアなどがあると、一人では進めない人がいる。
- ・歩行が不安定で転倒しやすい人がいる。
- ・車椅子では、高い所に手が届きにくく、床のものは拾いにくい。

2 文字入力が困難な人

- ・手にマヒがある人、脳性マヒで不随意運動を伴う人などは、文字を書けなかったり、狭いスペースに記入することが出来なかったりする。

3 体温調節が困難な人

- ・脊髄を損傷した人は、手足が動かないだけでなく、感覚もなくなり、周りの温度に応じた体温調節が出来なかったりする。

4 話すことが困難な人

- ・脳性マヒの人の中に、発語の障がいに加え、顔や手足などが自分の思いとは関係なく動いてしまう為、自分の意思を伝えにくい。

皆さんに知ってほしいこと

・車椅子を使用している場合、立った姿勢で話されると上から見下ろされる感じがして身体的・心理的に負担になるので、少しかがんで同じ目線で話すようにしてほしい。

・言葉がうまくしゃべれない方に対して、子どもに対するような接し方をしないようにしてほしい。

・低床バスにしか乗ることができないため、バスを見送り、次のバスに乗る時がある。

・トイレについては、和式トイレが利用できない人がいる。

・中途で障がい者となった人は、妥協してしまう。例えば、車椅子で入れない施設があった場合、「何とか車椅子で入れるようにして欲しい」というのが、生まれながら障がいのある人。「入れないのなら、何かしてまで入らなくていい」というのが、中途で障がい者となった人。

・・・など

障がいのあるなしにかかわらず、
安心して暮らすことのできる

共生社会を目指して

障がい当事者(その家族)
からのメッセージ



視覚障がいの特性・特徴について

※障がいに対する理解を深めるため、平成25年9月19日に開催した条例検討会では、障がい当事者（その家族）委員からご自身の障がいについて発表がありました。こちらの内容は、その発表内容の一部を抜粋したものです。

視覚障がい者は、情報障がい者とも言われています。

目の情報が 80 パーセントと言われていますが、この情報が入ってこないために、多くの困難なことが生じます。

視覚障がいの実態とニーズ

視覚障がいは、事故や疾患を原因とすることが多いのですが、疾患による視覚障がい者が多く、5人に1人は中毒性疾患や感染症ではない、その他の疾患によって視覚障がい者になっています。

障がいの原因の多くを疾患が占めているということは、障がい者となった後も、医療からなかなか離れられないということになります。平成 18 年の厚生労働省の実態調査から、視覚障がい者の希望するサービスを概観すると、医療費の軽減を望む声が上位にくるのは当然のことと言えるでしょう。自治体によっては、医療の現物給付という形をとっているところもありますが、その割合は決して多くはありません。

障がいがあることによって収入が激減する場合も多く、医療費という支出の削減の一方、何らかの所得保障を求める声が希望の最上位にあるのも、同様に頷けることです。仕事に就ける機会を増やして欲しいとの希望も、ここに繋がっていきます。

視覚障がいによって起こる主な困難なこと

人は周囲から必要な情報を得て、判断・行動しています。その情報の大部分（80%）は、眼から得られる視覚的な情報です。情報は単に文字ばかりではなく、目に見える風景やあたりの様子など全てが含まれます。

視覚障がい者は眼からの情報収集が困難になり、さまざまな不自由が生じます。

- (1) 移動・・・歩行の自由が奪われる。
- (2) 文字処理・・・文字の読み書きが困難になる。
- (3) 身辺処理・・・身辺処理、家事動作などが困難になる。

差別と感じることについて、合理的配慮が不足しているのか。市民の理解がないのか。

- ・タクシーの盲導犬乗車拒否など公共交通機関の利用に関する分野
 - ・テレビの緊急放送の文字は、視覚障がい者は読めないことなど情報の取得や利用及びコミュニケーションの確保に関する分野
 - ・デパートでカードを作る際、視覚障がい者にサインを求める、サインができないとカードは作れない、アパートを探している際、視覚障がい者だと断られることがある、金融機関で代筆を認められないことがあるなど商品の売買、役務の提供、不動産の利用に関する分野
- ・・・・など

障がいのあるなしにかかわらず、
安心して暮らすことのできる

共生社会を目指して

障がい当事者(その家族)
からのメッセージ



聴覚障がいの特徴について

※障がいに対する理解を深めるため、平成25年9月19日に開催した条例検討会では、障がい当事者（その家族）委員からご自身の障がいについて発表がありました。こちらの内容は、その発表内容の一部を抜粋したものです。

文字通り、聴覚に障がいがある者を言います。つまり耳が聞こえない障がいであり、聴力レベルでは個人差があります。補聴器をかけると聞こえる方もいれば、かけても全く聞こえない方もいます。

昼間なのに、真夜中の様に静かでまわりが動いて見えるだけです。車や電車、飛行機、ヘリコプターなど、音も無く動いて見えるだけです。ですから、聴覚障がい者は皆「音の無い世界」に生きているのです。

コミュニケーション手段は、聴覚障がい者それぞれですが「目で見る会話」が殆どです。つまり、手話や筆談が主流です。

聴覚障がい者も、皆様と同様に社会生活していくためには、あらゆる環境に情報保障が必要です。また場合によって「情報支援者」も必要です。

皆さんに知ってほしいこと

障がい者が暮らしやすい街づくりの理想提案

★公共施設、デパートなどの建築物に是非あって欲しい事。

- ・聴覚障がい者の情報保障のために、電光文字放送を各階、見やすいところに設置して欲しい。
- ・また突然災害など起きてもすぐに光で知らせるランプまたは文字放送で知らせるようにして欲しい。
- ・イベントある時は常に合理的配慮で、情報支援者を用意出来る様にして欲しい。

★乗り物など交通機関にあって欲しい事。

- ・新幹線の様に、ローカル線でもすべて文字表示があると助かります。
- ・高速バスや市内バス内では文字表示があり、現状のままで十分ですが、問題はバスを待つ時間や、駅でのホームで待つ時の事です。もしも事故などあった場合、電車やバスが遅れたりする場合の文字表示もきちんと出る様にして欲しい。

★避難場所、避難施設に用意して欲しい事。

- ・避難場所はみんなのためにある所で公平に情報保障を知るために字幕を常に備えて欲しい。情報支援者も交代で待機して頂けると有り難い。

障がいのあるなしにかかわらず、
安心して暮らすことのできる

共生社会を目指して

障がい当事者(その家族)
からのメッセージ



知的障がいの特徴について

※障がいに対する理解を深めるため、平成25年9月19日に開催した条例検討会では、障がい当事者（その家族）委員からご自身の障がいについて発表がありました。こちらの内容は、その発表内容の一部を抜粋したものです。

知的障がいのある人の得意なこと・不得意なこと

(1) 複雑なことや理解して判断することが苦手

複雑な文章や会話の理解が苦手です。学習に時間がかかります。声のトーンや口調などの刺激に過敏に反応し、情緒不安定になることがあります。頭の中で想像して物事を考えることが苦手です。

(2) 物事に固執する傾向、こだわりを持つ傾向

自閉傾向のある知的障がい者やてんかん、ダウン症の特性の1つとして、固執傾向が多く見られます。無理にやめさせるとパニックを起こすことがあります、固執・こだわりの傾向が、作業の目的にマッチする場合は、その能力を発揮して、作業を的確にこなす人がいます。職場の人間関係が安定していたり、あるいは、障がいのある人自身が人付き合いの上手な人であったりしたときは、仕事はゆっくりながら、最後まで持続力を発揮する人がいます。

(3) 判断したり、見通しを持って行動することが苦手

状況に応じた行動や急な変化への対応が困難です。その都度、視覚的な情報も入れたていねいな説明が必要です。

「もっとたくさん作業できるようにがんばりましょう」というような抽象的な表現をするよりも「明日は100個作るようにがんばりましょう」というように、具体的な表現をする必要があります。

(4) 言葉とコミュニケーションの困難

発語自体ができない人がいます。緊張すると発語ができなくなることがあります。言葉の概念が十分形成されていないことが多いので、会話ができるおり分かっているように見えても、実際には理解していないことがあります。何でも「はい」といつてしまう傾向にあります。何が分からぬのかうまく説明できないため、知っている言葉で取り繕うことがあります。そのため、嘘をついていると思われてしまうことがあります。

皆さんに知ってほしいこと

知的障がいのある人とお話しするときは・・・

基本姿勢として、障がいのある人本人の意向を大切にすることを確認したうえで、

- ①まず、障がいのある人本人とフラットに向き合い（目線の高さを同じ）、
- ②温和な笑顔とやさしい言葉づかいで、
- ③簡単な言葉を交わすことから、お話を始めてほしいと思います。
- ④返ってくる言葉や表情などから障がいのある人の気持ちや感情を察し、受けとめ、それに共感する気持ちを簡潔な言葉や表情で返してほしいと思います。
- ⑤その後に、支援者のお話を伺うなどしてほしいと思います。

障がいのあるなしにかかわらず、
安心して暮らすことのできる

共生社会を目指して

障がい当事者(その家族)
からのメッセージ



精神障がいの特徴について

※障がいに対する理解を深めるため、平成25年9月19日に開催した条例検討会では、障がい当事者（その家族）委員からご自身の障がいについて発表がありました。こちらの内容は、その発表内容の一部を抜粋したものです。

・鬱（うつ）

身体のだるさ。他人との交流が困難（電話にも出られない）。頭痛。眠れない。やる気が起きない。何事にも興味を示せない。ネガティブな考えに陥る。怠けていると思われる。

・躁（そう）

陽気。テンション（？）が高い。衝動買いをしてしまう等、抑えが効かない。

攻撃的な態度をとる場合もある。外見は病気に見えないので、躁状態だということが解らない。

・統合失調症

幻覚・妄想、生活の障がい、病識の障がい（自分が病気であるという自覚を持つことが難しく、受診を嫌がる⇒治療の遅れ）、睡眠障がい、症状が安定しても、疲れやすくなる。幻覚、幻聴など本人にしか見えない、聞こえない症状なので、周囲の人には症状が出ているのか解らない。日常生活を送るなかで、症状が重い時は起床して活動することも困難になり、だらけていると思われる。

精神疾患において総じて言えることは、外見は病気には見えない。

皆さんに知ってほしいこと

- ・統合失調症は100人に1人はかかると言われているが、鬱病や躁鬱病に比べて周囲の理解・認識がまだまだ少ない。
- ・一度精神疾患を負うと、「一生治らない」や「遺伝する」という誤った認識がある。
- ・脳内物質が原因で疾患になるので、本人の気持ちや育て方の問題ではない。
- ・薬の服用や生活のリズムをちゃんと作ることで、入院しなくとも生活していく。
- ・強いストレスをうけると、具合が悪くなる場合がある。
- ・人によって症状も、合う薬も違うので、風邪のようにどこの内科でも一緒というようにはいかない。相性の良い主治医・薬を見つけるまでが大変。
- ・本体の症状とは別に、治療で飲んでいる薬の副作用に苦しむ場合が非常に多い。
- ・障がい者用の求人が少ない。
- ・10～20代に発症した場合、引きこもり状態になりがち。
- ・社会に出てから発症した場合、意欲・集中力の低下で以前のようにフルタイムで働くことは不可能。
- ・実際にあること。
 - 外科・内科・整形外科など手術や入院が必要な場合でも、心療内科や精神科を受診していると、「うちでは入院（手術）できない。精神科のある病院へ行って欲しい」と言われることがある。

障がいのあるなしにかかわらず、
安心して暮らすことのできる

共生社会を目指して

障がい当事者(その家族)
からのメッセージ



発達障がいの特性・特徴について

※障がいに対する理解を深めるため、平成25年9月19日に開催した条例検討会では、障がい当事者（その家族）委員からご自身の障がいについて発表がありました。こちらの内容は、その発表内容の一部を抜粋したものです。

発達障がいは、自閉症を核とした自閉症スペクトラム障がい『以下、ASD』（自閉症、広汎性発達障がい・アスペルガー症候群・高機能自閉症）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、LD（学習障がい）、協調運動障がいを主とした障がいで、その特性は虹のように色の境目があいまいで幅広く、かつ連続していたり、いくつもの特性が重なっていたりと、百人いれば百人とも特性が違います。

ASDは、知的障がいが強い方から、知的には遅れは無いものの、出来る事と出来ない事の差が極端にあり、想像性・社会性の困難やコミュニケーションの不全、こだわり・変化の弱さ、ストレスに対する強い脆弱性、感覚過敏・鈍麻、並列処理の困難を抱え、そのために多くの誤解を受けています。

ADHDは、集中して同じことを続ける事ができなくて、あれこれと過度に動きまわったり、あちこちに適度な注意を配り認識することに問題があり、逆に一つのことに集中しすぎたり、物事の認識ができないために周りが見えなくなったり、思った事を衝動的に行動を起こしてしまうことで、生活すること全般で困難を抱える障がいです。

LDは、全般的な知的発達に遅れはありませんが、言語能力の困難、読字・書字の困難、算数・計算の困難、推論の困難のうち、いずれかがあるために、それらを理解したり使うことに大きな問題がある障がいです。

皆さんに知ってほしいこと

発達障がいの当事者は、『わざと他者を困らせているわけではない』のです。

本当に自分の脳の仕組みに振り回されて、自分でも訳の分からぬまま、あるいは疑わないで生きているのです。

その行動や言動は、健常者の方々には奇妙に思われ、理解しがたい、関わりたくない、遠ざけたい、攻撃させてしまうのは悲しい現実です。

しかし、発達障がいの当事者は総じて、純粋で素直です。

そして、社会のルールや自分がやるべきこと、障がい特性が理解でき、必要に応じて助けを求める手段さえ身に付けていれば、十二分に社会で生きていける能力を持っている方が大半です。

発達障がいの当事者は、健常者と同じような能力を身に付けたり、理解をすることには、それ相応の手間と時間がかかりますが、何もかもが全くできないわけではないのです。

適切な療育・教育・訓練が受けられ、健常者の方からの、ちょっとした理解や配慮、心遣いがあれば、当事者は生き生きと社会で生きていけるのです。

障がいのあるなしにかかわらず、
安心して暮らすことのできる

共生社会を目指して

障がい当事者(その家族)
からのメッセージ



難病（脊髄小脳変性症）の特徴について

※障がいに対する理解を深めるため、平成25年9月19日に開催した条例検討会では、障がい当事者（その家族）委員からご自身の障がいについて発表がありました。こちらの内容は、その発表内容の一部を抜粋したものです。

難病とは、どんな病気をいい、その数は幾つあるのでしょうか。

国は「症例数が少なく」、「原因不明」、「治療方法が未確立」、「生活面で長期にわたり支障がある」などの病気について、難治性疾患克服研究事業と位置づけ 130 疾患を指定しています。

難病に共通する点は、

- (1) 少性であることから、病名が付くまでに時間がかかる。
 - (2) 病名を隠す、知られたくない。（集団生活を送る、例えば学校生活・職場や地域で、特に症状が表れない場合には、その傾向が強いようだ。）
 - (3) 性別・年齢・病状によって、生活に極めて悪影響を及ぼす。（発症年代が若年、成人、中途、老齢など各々により医療・経済・介護が異なる。）
 - (4) 孤立しがちだ。（周りに同病者がおらず、話し相手がないなど。）
- などが挙げられます。

皆さんに知ってほしいこと

社会の理解、協力、助言などがあってこそ成熟した温かい社会になると思っています。

「1 リットルの涙」の本を聞いたことがありますか。脊髄小脳変性症に罹った木藤亜也さんが闘病中の日記を基に著した本です。25歳の生涯でした。映画やテレビドラマになり、この病気を世に広く知らせました。多くの人に難病を知ってもらうことも必要です。

もしも職場で若者が、あるいは一家の大黒柱が難病に罹った場合の対応は？ 難病であることを隠して就職、その後、体調が悪化した時、上司・経営者の態度、理解はいかに。

家庭内でも色々やっかいなことが起こります。本人を含め介護人の「うつ」、自殺の問題、離婚の問題等々、暗い出来事ばかりです。

前向きの人もあります。一人、車イスで新幹線を利用し東京へ。実現するには本人の周到な準備と関係者の理解・協力あってのこと。「私は～をしたい」と意思表示すれば、世の中、手をさしのべてくれることを教えられます。

網膜色素変性症（視覚障がい）の人が言っていました。ヨーロッパを旅したとき、点字ブロックが無かったそうです。その替わり皆さん手助けしてくれたそうで、「文化」を感じます。

街はバリアフリー化が進み、バスや電車は障がい者に配慮した車両が多く走り、ハンダーがある人も外に出やすくなりました。患者の要望・要求だけでは先に進めません。

健常者の理解、協力を得ながら「誰でもが住みやすい街」を目指した条例作りの取り組みは心強いばかりです。